

葛飾区議会政務活動費に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年葛飾区条例第7号。以下「条例」という。）第4条の3及び葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年葛飾区規則第37号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、政務活動費の交付、返還等及び書類の様式について定めるものとする。

(交付対象等)

第2条 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 規則第1条第2項の会派結成届 様式第1号
- (2) 規則第1条第3項の会派異動届 様式第2号
- (3) 規則第1条第4項の会派解散届 様式第3号

(交付請求)

第3条 規則第2条の政務活動費請求書は、会派の代表者にあつては様式第4号の1、議員にあつては様式第4号の2によるものとし、毎会計年度の4月、7月、10月及び1月の初日（当該日が葛飾区の休日を定める条例第1条第1項に規定する葛飾区の休日に該当するときは、その翌日）に議長へ提出しなければならない。

(交付額の受領)

第4条 会派の代表者及び議員は、公金取扱金融機関に政務活動費専用の普通預金口座（無利息型）を開設し、4半期ごとに交付される政務活動費を当該口座への振替により受領する。

(経 理)

第5条 会派の経理責任者及び議員は、受領した政務活動費を口座残高の照合を行う等、常に収支を明らかにしておかなければならない。

(会派の解散に伴う政務活動費の返還)

第6条 条例第4条第6項の規定による政務活動費の返還は、解散の日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の末日までに行わなければならない。

(会派の脱会に伴う政務活動費の返還等)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員が四半期の途中において会派を脱会した場合において、条例第4条の2第1項第1号の規定による政務活動費を交付されているときは、既に交付を受けた政務活動費のうち当該会派を脱会した日の属する翌月分（その日が月の初日に当たるときは、当月分）以降のものを、脱会した日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）の末日までに返還しなければならない。

2 前項に規定する場合において、会派を脱会した議員が新たに会派に所属しない

ときの議員に対して交付する政務活動費については、当該会派を脱会した日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たるときは、当月分）から交付する。

（会派の所属に伴う政務活動費の返還等）

第8条 条例第4条の2第1項第2号の規定による政務活動費の交付を受けた議員が、四半期の途中において新たに会派に所属した場合は、当該議員は、既に交付を受けた政務活動費のうち当該会派に所属した日の属する翌月分（その日が月の初日に当たるときは、当月分）以降のものを、新たに会派に所属した日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）の末日までに返還しなければならない。

2 前項に規定する場合において、新たに会派に所属した日以降の当該議員に対して交付する政務活動費については、当該新たに会派に所属した日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たるときは、当月分）から交付する。

（報 告）

第9条 規則第3条第1項の政務活動費収支報告書は、会派の代表者にあつては様式第5号の1、議員にあつては様式第5号の2によるものとする。

2 規則第3条第1項の政務活動費実績報告書は、会派の代表者にあつては様式第6号の1、議員にあつては様式第6号の2によるものとする。

3 規則第3条第2項の支払調書は、会派の代表者にあつては様式第7号の1、議員にあつては様式第7号の2によるものとする。

（会計帳簿）

第9条の2 規則第4条の会計帳簿は、規則第3条第1項の政務活動費収支報告書を充てるものとする。

（委 任）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「制定日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第7条の規定による様式は、制定日以後に交付を受けた政務活動費について適用する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第9条の2の改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 第9条第3項の規定による様式は、施行日以降に交付を受けた政務活動費について適用する。